

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元（2019）年 8 月 30 日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

東那須野地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 8 月 30 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

8 9 経営体数

法人	4 経営体
個人	8 5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯園を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

当地区は、水稻を中心とした土地利用型の農業及び水稻に野菜や花き等を組み合わせた複合型の農業並びに酪農をはじめとした畜産業が行われている。しかし、中小規模の農家が多く、離農による耕作放棄地の増加が懸念される。

土地利用型の農業を営む大規模な経営体については、農地中間管理機構を活用しつつ 20ha を目標に農地集積を進め、中小規模の経営体については、経営の安定化を図るため、露地野菜等の導入といった複合化や 6 次産業化への取り組みを進める。

畜産業を営む経営体については、自給飼料の安定確保による経営の安定化を目的として、農地中間管理機構の活用等により飼料作物の作付面積の拡大を進める。

耕作放棄地の増加を防ぐため、各種補助事業の活用による再生利用のほか、農地中間管理機構の活用により中心となる経営体への農地集積を推進する。